

**お知らせ**

*information*  
インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。  
企画グループ ☎ 76 - 2151  
FAX 76 - 2976

**軽自動車の抹消・移転の登録は3月31日までに**

軽自動車税は、毎年4月1日現在で町内に登録されている軽自動車・二輪・原付自転車・小型特殊自動車等をお持ちの方に納めていただく町税です。軽自動車税のかかる車を廃車・売買・譲渡等により所有しなくなった場合は、抹消・移転の登録をお願いいたします。原付自転車・小型特殊自動車は津別町役場⑥番窓口で、軽自動車は北見地区軽自動車協会へ、二輪は軽自動車協会も

**転出・転入される方は届け出が必要です**

3月、4月は、進学や就職などで転出・転入が多くなる時期です。住所を移される方は、届け出が必要になります。虚偽の届け出防止のため、すべての届け出について届出人の本人確認を行っていますので、ご協力をお願いします。《転入届に必要なもの》

- ・役場で転出（転入先の住所が必要）の届け出をし、

**国民健康保険証更新のお知らせ  
(保険証に学)の表示がある方)**

平成29年3月31日で有効期限が切れます！

**更新期間** 3月13日～3月31日まで  
**更新が必要な方** 津別町外に転出していて通学している方  
**更新に必要な物** 保険証、印鑑、世帯主と本人のマイナンバー通知カード、窓口に来られる方の免許証などの身分証明書、4月以降新学年の在学証明書（最初に保険証を更新していたら、後日学校等よりお取り寄せの上、提出をお願いします）  
**更新窓口** 役場保健福祉課国保担当（1階⑨番窓口）

※次の方も手続きが必要です

- ・卒業後も国保の方（必要な物：印鑑）
- ・社会保険に加入した方（必要な物：新しい社会保険の保険証または加入していることがわかる証明書、印鑑、世帯主と本人のマイナンバー通知カード、窓口に来られる方の免許証などの身分証明書）

**問い合わせ先** 保健福祉課 健康医療グループ 国保担当  
☎ 76 - 2151 (内線 229)

しくは運輸支局で登録できます。平成29年3月31日までに抹消または移転の登録がされない場合、平成29年度の軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

**問い合わせ先**  
住民企画課税務収納グループ  
☎ 76 - 2151 (内線 219)  
北見地区軽自動車協会  
(コールセンター)  
☎ 050 - 3816 - 1769  
北見運輸支局  
☎ 0157 - 24 - 7581

**3月は道税の滞納整理強化月間です**

オホーツク総合振興局では、12月、3月の各月を「滞納処分強化月間」として道税の滞納整理に取り組んでいます。3月は、自動車税、個人事業税及び不動産取得税などの道税全てについて滞納整理を進めることとしており、給与・預貯金・動産などの財産差押えを行います。まだ納税がお済みでない方は、大至急納税してください。納税についてのご相談は、オホーツク総合振興局税務課納税係へお願いします。道税の納

税には、手続が簡単で便利な口座振替がご利用できます。**問い合わせ先**  
オホーツク総合振興局税務課納税係(直通)  
☎ 0152 - 41 - 0616

**自動車税の住所変更をお忘れなく**

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。引越して住所が変わったときには、運輸支局で変更登録してください。次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき(変更登録)
  - ・自動車を売買したとき(移転登録)
  - ・自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)
- 平成29年度の自動車税納税通知書を確認にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。変更登録が間に合わないときは、札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。**問い合わせ先**  
札幌道税事務所自動車税部  
☎ 011 - 746 - 1197

**れたもの**

- ・印鑑
  - ・マイナンバー通知カード又は個人番号カード(転入する方のもの)
  - ・国民健康保険に加入される方は、世帯主のマイナンバー通知カード又は個人番号カードが必要になります。
- 《住基カード・個人番号カードの交付を受けている方の異動》
- 住基カード・個人番号カードの交付を受けている方が異動する場合は、カード継続利用等の手続きがありますので、役場担当部署に事前にご連絡下さい。

**届け出先**

保健福祉課戸籍年金担当  
☎ 76 - 2151  
(内線 222・223)

**◎水道の届け出**

転入・転出や町内転居の際は、必ず水道の届け出をしてください。1カ月以上家を留守にする場合は、事前に給水停止手続きをしておく、留守の間は水道料金がかりません。**届け出先**  
建設課上下水道担当  
☎ 76 - 2151 (内線 254)



**交通安全情報**  
小学校新一年生へ  
交通安全のポイント

住民企画課  
住民環境グループ

平成28年度も残り一カ月となりました。新年度といえば、4月から小学校にあがる新一年生と保護者の方に、ぜひ意識してほしいことがあります。小学校に入学すると、親の手を離れ、子どもたちだけで登下校をすることが増えると思います。小学一年生に多い交通事故は歩行中のものです。子どもの通学時間帯は、大人の通勤時間帯でもあり、自動車がたくさん行き交います。

保護者の方は、安全確認を習慣づけるためにも、わかりやすい三つの言葉で注意のポイントを教えてあげてください。立ち止まる信号機があってもなくても、横断歩道の前では立ち止まる

- ・よく見るく左右をよく見て、車や自転車が来ないか確認する
- ・無理しないで信号が変わりそうなときは、無理して渡らず待つ

**地域安全ニュース**

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会又は警察署にお問い合わせください。

**進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化『さしのべる 手のぬくもりを どの子にも』**

- 子どものインターネット利用に制限を！
- ・子どもとインターネットの安全な利用方法や、危険性について話し合いをしたり、家庭でのルールを作り、被害に遭わないよう家族全体で守りましょう。
- ・子どもをインターネットを利用した犯罪被害から守るために、携帯電話等には有害サイトへのアクセスを制限できるフィルタリングを設定しましょう。
- 非行防止は家庭から！
- 家庭は最も身近な社会です。社会のルールやマナーを守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。
- こんな兆候は要注意！
- 行き先を言わずに外出したり、帰宅時間が不規則になり、夜遊びが多くなることは非行の兆候です。

**～介護保険よりお知らせ～**

**「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施中です**

平成30年度から始まる第7期介護保険事業計画策定に向けた「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を2月24日～3月10日の間で実施中です。

地域課題を把握し、サービスの量や介護保険料の算定の基礎となる大切な調査です。

該当者の方(65歳以上の方から無作為抽出)におかれましては、ぜひ、ご回答のご協力をお願いいたします。

**問い合わせ先**  
保健福祉課介護福祉グループ  
介護保険担当  
☎ 76 - 2151 (内線 230)

**「お試し購入」が「定期購入」のトラブルに！**

Q サプリメントのインターネット広告が「初回お試し価格500円」だったのでスマートフォンから気軽に注文したが、請求書に「定期購入」と書かれてあった。サイトの画面下を確認すると定期購入になっていた、二回目以降は四千元、五回以上継続しないと解約できないと書かれていた。体に合わないのが、今後は購入したくないが、どうしたらよいか？

**消費生活相談**

Q&A  
今回は、体に合わないことや表示が見づらいことを申し出たところ初回購入で解約できました。トラブルになった場合は、消費生活センターにご相談ください。

A 「初回〇円」という表示が強調され、定期購入が条件で

◎美幌町消費生活センター  
☎ FAX 72 - 0366  
月々金曜日(祝祭日を除く)午前10時～午後4時